

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

- | | |
|--|--|
| 1. 第10回SOFTIC国際シンポジウムのご案内…………… 1 | 7. 海外往来状況…………… 8 |
| 2. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2001
決定…………… 2 | 8. プログラム著作物の登録の年度別申請状況…………… 9 |
| 3. 平成13年度ソフトウェアの知的財産権入門講座
受講生募集中…………… 4 | 9. トピックス…………… 10 |
| 4. SOFTICセミナー開催報告…………… 5 | 10. 各種ソフトウェア登録制度の利用のお勧め…………… 11 |
| 5. 理事会及び評議員会の開催報告…………… 5 | 11. 新規賛助会員のご紹介…………… 12 |
| 6. 平成12年度事業報告及び収支決算報告…………… 6 | 12. 主代常務理事(ソフトウェア特許情報センター長)
就任の挨拶…………… 13 |
| | 13. 寄稿「法と技術」(SOFTIC評議員大橋正春弁護士) …… 14 |

1. 第10回SOFTIC国際シンポジウム のご案内

「サイバースペースにおける情報流通と法的保護—新たな制度の模索—」をテーマに、国際シンポジウムを開催します。著作権のセッションでは、音楽配信を主な材料にしてディスカッションし、特許セッションでは、主に構成要件が国際間を跨るような場合の特許侵害訴訟について、各国の裁判官をはじめとする専門家が一堂に会し検討します。詳細及び申込は下記SOFTICのホームページをご覧ください。

◎開催日 平成13年11月20日(火)、21日(水)

◎会場 東京プリンスホテル2階
「プロビデンスホール」
(東京都港区芝公園3-3-1)

◎プログラム

〔11月20日：著作権関係〕

- 9：00 挨拶等
- 9：10 基調講演「デジタル技術とネットワークに対するWIPOの取り組み」
- 9：40 1-1. デジタル情報の配信と著作権：私的使用目的の複製、私的改変と著作者人格権(同一性保持権)、一時的蓄積と複製、間接侵害/寄与侵害、代位責任

13：30 1-2. インターネット・サービス・プロバイダーの責任：米欧の運用状況等

15：50 1-3. 著作権管理事業との関係

17：30 終了(この後レセプション)

〔11月21日：特許関係〕

9：00 2-1. 侵害訴訟における特許無効の抗弁
外国特許の裁判管轄と無効判断

13：30 2-2. 共同直接侵害、間接侵害：侵害の成否、
クロスボーダー問題、侵害の立証手段

16：00 2-3. 各国のソフトウェア関連の主要判決、
保護の動向

16：30 2-4. ソフトウェア関連技術の公知文献の蓄
積：日米欧における現状と今後

17：30 終了

◎パネリスト等

■基調講演スピーカー

植村昭三 世界知的所有権機関事務局次長

■パネリスト

〔著作権〕米国：Eric H. Smith 弁護士(Smith & Metalitz法律事務所)

Shira Perlmutter AOLタイム
ワナー副社長・知的財産部副部長

欧州：Bernt Hugenholtz アムステル
ダム大学教授

Thomas C. Vinje 米国弁護士

(Morrison & Foerster ブラッセ
ル事務所)

日本：岡村久道 弁護士 (岡村・堀・中
道法律事務所)

小泉直樹 上智大学法学部教授

田中 豊 弁護士 (田中豊総合法
律事務所)

萩原恒昭 凸版印刷(株)法務部長

〔特 許〕米国：Frederick T. Boehm アイ・
ビー・エム知的財産部長

Randall R. Rader 連邦巡回区
控訴裁判所判事

Harold Wegner 弁護士 (Foley
& Lardner)

欧州：Jan H. P. J. Willems ヨーロッ
パ特許庁審判長

日本：飯村敏明 東京地方裁判所民事第
29部判事

熊倉禎男 弁護士・弁理士 (中村
合同特許法律事務所)

高倉成男 特許庁技術調査課課長

道垣内正人 東京大学大学院法学
政治学研究科教授

水谷直樹 弁護士・弁理士 (水谷
法律特許事務所)、SOFTIC特別研
究員

参加料金

区 分	正規料金	早期申込割引*
SOFTIC賛助会員	35,000円	30,000円
海外からの参加者	35,000円	30,000円
SLN会員	40,000円	35,000円
一般参加者	45,000円	40,000円
学生	10,000円	5,000円

*早期申込割引料金は、平成13年10月末日までに申込の場合
参加料には、会議資料(コースブック)、レセプション参加料、
会議議事録及び消費税が含まれます。

問合せ先

(財) ソフトウェア情報センター内

国際シンポジウム事務局

Tel 03-3437-3071、Fax 03-3437-3398

Email symposium@softic.or.jp

Web Site <http://www.softic.or.jp/>

2. ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2001決定



平成13年(2001年)9月17日、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2001」(第13回)の発表を行いました。

また、同年10月2日(火)から10月6日(土)に千葉・幕張メッセで開催される「CEATEC JAPAN 2001」に設置される「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2001受賞コーナー」において受賞製品の展示・実演を行いますのでお越しく下さい。

なお、表彰式は10月12日(金)に東京・港区の虎ノ門パストラルで行われます。

主催：財団法人 ソフトウェア情報センター
(SOFTIC)

後援：経済産業省
朝日新聞社
日刊工業新聞社

表彰ソフトウェア・プロダクト概要

1. システム分野

(1) プロダクト名称

PCGATE PersonalVer1.0

(販売開始：2001年6月 価格：3.5千円)

(http://www.amuseplus.com/product/pcgate_p/)

(2) 販売会社

日本電気株式会社

(代表取締役社長 西垣 浩司)

開発会社

Zone Labs, Inc. ・米国

(3) 概要と推薦理由

インターネット経由の不正なアクセスや許可されていない通信に対して、パソコンを保護する機能を有するソフトウェア(ファイアウォール)で、一般家庭やSOHO(小規模事業者や個人事業者)のパソコンを対象としている。本ソフトウェアは、個々のパソコンにおいて、インター

ネットからパソコン及びパソコンからインターネットへの通信を常に監視し、許可していない通信を遮断したり、警告を発する機能を持つ。また、外部からの攻撃に対して自動的にポート（ネットワークへの接続窓口）を閉じることやアプリケーションソフトウェア別に各種設定をすることができる。

ブロードバンド（高速な通信インフラ）の普及を目前にして一般家庭等においてもネットワークへの常時接続が増加すると見込まれることから、今後、必要性が高まるソフトウェアであることが評価され選定された。

2. ビジネス・アプリケーション分野

A(1) プロダクト名称

Kacis Publisher/Kacis Writer

（販売開始：2000年12月 価格：18千円～48千円）

（<http://www.mvi.co.jp/kacis/index.html>）

(2) 開発会社

株式会社カシス

（代表取締役社長 柿原 辰郎）

株式会社メディアヴィジョン

（代表取締役社長 福田 善康）

(3) 概要と選定理由

報告書、論文、マニュアル、雑誌、写真集などの電子ドキュメントについて、「本」の構造を持たせてその作成（書いたり再利用すること）、電子出版（インターネットで配信すること）及び閲覧（読むこと）を実現するソフトウェアである。表紙、目次、本文、脚注、キーワード、書誌情報等の本の構成要素を備え、操作性に優れている。テキスト、表、グラフ、図、写真、数式、化学式等を扱えるのは当然として、さらに、著作権に配慮して複写や印刷の制限の設定、引用文の自動付加、パスワード設定をすることができる。

著作権に配慮して電子的な「本」の作成、電子出版及び閲覧に必要な機能を備え、操作性に優れたソフトウェアであることが評価され選定された。

B(1) プロダクト名称

3DオフィスデザイナーPRO

（販売開始：2001年3月 価格：58千円）

（<http://www.megasoft.co.jp/odpro/index.html>）

(2) 開発会社

メガソフト株式会社（取締役社長 前坂 昇）

(3) 概要と選定理由

新規オフィスのレイアウトを行う場合や既存オフィスのレイアウトを変更する場合に、パソコン上で簡単にレイアウト図面を作成したり、変更（シミュレーション）することができるソフトウェアである。さらに、レイアウトを3次元（3D）で表示したり、特定の視点からのイメージを表示すること、天井・電話・電源・配線の図面、家具等の素材のリスト、見積計算書等を作成することができる。

操作性に優れ、利用者のニーズに応え、必要な機能を備えたソフトウェアであることから表彰対象として推薦する。

3. エンジニアリング分野

(1) プロダクト名称

FJVPS（バーチャルプロダクトシミュレータ）

（販売開始：1999年10月 価格：150千円～4,000千円）

（<http://salesgroup.fujitsu.com/ccce/fjvps/>）

(2) 開発会社

富士通株式会社

（代表取締役社長 秋草 直之）

(3) 概要と推薦理由

電気機械、精密機械、一般機械などの製品開発において、CAD（コンピュータを利用して設計を行うこと又はそのためのシステム）で作成した3次元モデルを仮想試作機として各種チェック、テスト等を実行するソフトウェアである。すなわち、静的及び動的な干渉チェック、組立・分解の実行及びアニメーション表示、人体モデルによる検証（使い易さ等）、工具モデルによる検証（組立・分解の可否等）、断面表示等の豊富な機能を有する。さらに、製品の組立工数計算、環境付加計算等の機能も有する。実際に試作機を製作して、製造工程、検査工程などで新製品のテストを行う方法に比べて、テストの手間が大幅に削減され、製品化までの期間が短縮されるため、製品開発の効率化に貢献することができる。

製品の設計工程の効率化を主眼としたものから製品開発の全体工程に拡大してその効率化を図ることに貢献する優れた機能を有するソフトウェアが評価され選定された。

4. ソーシャル／ライフ分野

A(1) プロダクト名称

一太郎スマイルシリーズ
 (販売開始：2000年6月 価格：12.8千円)
 (<http://www.justsystem.co.jp/educate/smile/smilet.html>)

- (2) 開発会社
 株式会社ジャストシステム
 (代表取締役社長 浮川 和宣)

- (3) 概要と選定理由
 小学生及びその保護者、教育関係者を対象としたワープロ、図形描画等の機能を有する統合ソフトウェアである。パソコン操作に容易に親しめるように小学生にも分かり易い表示、操作、機能を実現している。小学生のための豊富なテンプレート(ひな形)が用意されており、また、ファイルの互換性にも配慮がされている。さらに、ふりがな表示、意味表示、キーボード練習機能を備えている。かな漢字変換システムは、通常の辞書に加え、3種類の学年別辞書を用意し、各学年の学習指導要領に従ってかな漢字変換を行うことができる。

小学生を対象としたパソコン教育に寄与するソフトウェアであることが評価され選定された。

- B(1) プロダクト名称
 江戸東京重ね地図
 (販売開始：2001年6月 価格：14.8千円)
 (<http://www.app-beya.com>)

- (2) 開発会社
 株式会社エーピーカンパニー
 (代表取締役社長 小島 豊美)

- (3) 概要と選定理由
 江戸時代と現在の東京の地図を重ね合わせて自由に表示ができるソフトウェアである。表示した地図の移動、拡大・縮小、重ねの程度(江戸時代と現代)の調整が高速かつ容易にでき、大名、公儀、寺院、神社、地名、文化、鬼平関連で約2万件を収録したデータベースを容易に検索して連動した地図表示が可能である。このソフトウェアを使用することにより、江戸を探索したり地図を見て楽しむこと、現在のある場所の当時の状況を知ったり江戸の様子を調べること、歴史小説や時代小説を地図に照らして楽しむことなどができる。

時代の異なる地図を重ねて表示するということに対するニーズは潜在的にあるものと思われること及び今後の発展が期待できるソフトウェアであることが評価され選定された。

3. 平成13年度ソフトウェアの知的財産権入門講座受講生募集中

次の通り標記講座を開講致します。お問い合わせ・お申し込み、お待ちしております。

問合せ先 Tel: 03-3437-3071
 Fax: 03-3437-3398
 E-mail: nyumon@softic.or.jp
 入門講座担当

- 短期集中コース *時間 14:00~17:00
 *会場 SOFTIC会議室

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	10月23日(火)	ソフトウェアと企業法務 : 著作権、契約等	大野 幸夫 (新潟大学教授)
第2回	10月24日(水)	ソフトウェアと特許 : 制度の概要、特許取得の方法、企業としての取り組み等	原田 一男 (弁理士)
第3回	10月25日(木)	ソフトウェアと契約 : 使用許諾、開発委託等	大澤 恒夫 (弁護士)
第4回	10月26日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法 : 不公正取引、ガイドライン等	石田 英遠 (弁護士)

- Bコース *時間 14:00~17:00
 *会場 SOFTIC会議室

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	2002年 1月16日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例 : 主な日米の判例の解説を中心に	梶山 敬士 (弁護士)
第2回	1月30日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル : 各種ソフトウェア取引のトラブル事例の法的検討	吉田 正夫 (弁護士)
第3回	2月13日(水)	ソフトウェア特許の侵害論 : ビジネスモデル特許、ネットワークの利用と権利侵害等	水谷 直樹 (弁護士)
第4回	2月27日(水)	関連する諸問題 : 知的財産権と独占禁止法	大澤 恒夫 (弁護士)
第5回	3月6日(水)	新しい情報取引と契約(1) : 電子商取引一民法特例法(電子署名/公証)	小川 憲久 (弁護士)
第6回	3月20日(水)	新しい情報取引と契約(2) : 各国における動向(予定)	調整中

■ 受講料・締切

	賛助会員	一般	締切
【短期コース】	4万円	6万円	平成13年10月15日
【Bコース】	6万円	10万円	平成13年12月末日

4. SOFTICセミナー開催報告

○SOFTICセミナー “The Privatization of Intellectual Property Law by Contract”

開催日：平成13年5月25日（金）14：00～17：00
 会場：（財）ソフトウェア情報センター 会議室
 参加者：約30名

本セミナーでは、セントルイス・ワシントン大学のCharles R. McManis教授を講師にお迎えし、知的財産法の契約法によるオーバーライドと呼ばれる問題について講演をいただきました。英語のみのセミナーであったにもかかわらず30名を超える参加者を得ることができ、質疑応答も活発に行われました。

○ALAI/SOFTIC 共同セミナー ALAI2001年度ニューヨーク大会「Adjuncts and Alternatives to Copyrights」報告会

開催日：平成13年9月10日（月）14：00～17：00
 会場：（財）ソフトウェア情報センター 会議室
 参加者：約50名

本セミナーはSOFTICとしては初めてALAI Japan（国際著作権法学会日本支部）と共同で企画運営したものです。小川憲久氏（SOFTIC特別研究員／弁護士）及び小泉直樹氏（上智大学法学部教授）を講師に迎え、ALAI（国際著作権法学会）2001年度ニューヨーク大会で交わされた議論をご紹介いただきました。賛助会員企業をはじめとするSOFTIC関係者、ALAI関係者双方にとって意義深い報告会となったものと思われまます。

5. 理事会及び評議員会の開催報告

平成13年6月19日（火）に、理事32名の出席のもとに第1回通常理事会並びに評議員31名の出席のもとに第1回評議員会及び評議員42名の出席のもとに第2回評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

- (1) 第1号議案「理事及び監事の選任」（評議員会議案）について則近専務理事から、理事36名及び監事3名の全員が任期満了となることから、再任者を含め新たに理事36名及び監事3名を選任することを説明し、全員異議なく承認可決した。
- (2) 第2号議案「理事長、専務理事及び常務理事の互選」（理事会議案）について、則近理事から全員再任することを説明し、全員異議なく承認可決した。
- (3) 第3号議案「評議員の委嘱」（理事会議案）について則近専務理事から、評議員41名の全員が任期満了となることから、再任者も含め新たに評議員43名を選任・委嘱することを説明し、全員異議なく承認可決した。
- (4) 第4号議案「顧問の推薦」（理事会議案）について則近専務理事から、顧問3名の全員が任期満了となることから、全員を顧問として推薦・再任することを説明し、全員異議なく承認可決した。
- (5) 第5号議案「平成12年度の事業報告及び収支決算」（理事会及び評議員会議案）について則近専務理事から説明を行った。審議の結果、「平成12年度事業報告書、収支決算書及び財産目録」を原案どおり、全員異議なく承認可決した。
- (6) 第6号議案「平成13年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金の受入」（理事会議案）について則近専務理事から説明し、全員異議なく承認可決した。
- (7) 来賓を代表して、経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当）古田肇氏及び文化庁長官官房審議官林幸秀氏から挨拶があった。

なお、今回、新たに理事、評議員に選任された方々は次のとおりです。

	氏名	所属・役職
常務理事	主代 静義	(財)ソフトウェア情報センター ソフトウェア特許情報センター長
理事	大西 義久	(財)金融情報システムセンター 理事
〃	小野 功	(株)日立製作所 システムソリューショングループ長&CEO
〃	河村 進介	(株)東芝常務 e-ソリューション社副社長
〃	北畠 光弘	(株)CRC総合研究所 取締役副社長
〃	末松 安晴	国立情報学研究所所長

	氏名	所属・役職
理事	野間口 有	三菱電機(株) 専務取締役 インフォメーションシステム事業推進本部長
〃	畑 和徳	沖電気工業(株) 常務取締役CTO
〃	榎本 晃章	東京電力(株) 取締役副社長
〃	松尾 隆徳	(社)日本システムハウス協会 会長
評議員	畔上 勝	日本オラクル(株) 社長室執行役員
〃	池田 隆夫	富士通エフ・アイ・ピー (株) 代表取締役社長
〃	岩田 雅之	東京海上火災保険(株) 取締役IT企画部長
〃	大岡 正明	(株)アルゴ21代表取締役社長
〃	上林 彌彦	京都大学 教授
〃	壽 英司	三洋電機(株) 常務執行役員 マルチメディアカンパニー社長
〃	篠原 博	(株)SCC 取締役 経営企画室長
〃	嶋本 正	(株)野村総合研究所 取締役 情報技術本部本部長
〃	真崎 晃郎	ソニー(株) 専務
〃	光山 治雄	(株)CAC 代表取締役社長
〃	宮本 進	三井情報開発(株) 代表取締役社長
〃	三和 正明	(株)日本総合研究所 代表取締役専務
〃	森山 光彦	(株)三菱総合研究所 常務取締役
〃	早稲田祐美子	マックス法律事務所 弁護士

(注)常務理事 主代 静義 は平成13年7月1日から。

6. 平成12年度事業報告及び 収支決算報告

平成13年6月19日(火)に開催されました理事会及び評議員会において、当財団の平成12年度の事業報告及び収支決算が承認されました。事業報告及び収支決算の概要は次のとおりです。

○事業報告(概要)

1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

(1) 国際シンポジウム

平成12年11月14日、東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」において、「アジア・オセアニアにおけるインターネット利用の現状と今後の展開—法的整備の状況と電子商取引への取り組み—」をテーマとする国際シンポジウムを開催した。参加者は106名であった。

(2) ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

①ソフトウェア関連の判例研究

「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」(委員長:三木 茂 弁護士)を設置し、デジタル・コンテンツに関わる判例、職業別電話帳に関する判例などを取り上げ、ソフトウェア、コンテンツ等の法的保護の範囲について検討を行った。

②ソフトウェア等と独禁法研究

「知的財産権の行使及び権利処理と競争政策に関する調査研究委員会」(委員長:根岸哲 神戸大学教授)を設置し、情報通信ネットワークの利用の拡大やビジネス方法特許といった知的財産権を取り巻く環境における潮流を踏まえつつ、ソフトウェア産業等ネットワーク外部性が強くはたらくといわれる産業における競争政策の在り方について検討を行った。

③ソフトウェア関連特許研究

「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」(委員長:中山信弘 東京大学教授)を設置し、増加しているソフトウェア関連特許に注目し、特に機能的クレームで書かれることが多いソフトウェア関連特許の保護範囲について関連する判例を通して検討するとともに、ビジネス方法と特許の関係について検討を行った。

④海外調査

本年度は、スイスで開催されたWIPO(世界知的所有権機関)の各種会議への参加をはじめ、13件について、米国、オランダ、スウェーデン、マレーシア、オーストラリア、台湾等に調査員を派遣して、海外におけるソフトウェア等の保護に関する法律、実務に関する実態等を把握した。

⑤情報の提供

最近話題となっている著作権法関連判例、トピックの要約等をSOFTIC LAW NEWS (SLN)として5回発行するとともに、内外の関連誌のトピックを紹介する「知的財産権問題関連入手資料ご案内」を毎月発行した。

⑥ソフトウェアの知的財産権入門講座

ソフトウェアの知的財産権に関する基礎的な知識を習得することを目的とするAコース及び専門的な知識を習得することを目的とするBコースに加え、平成12年度は短期間に主要内容を習得するための短期コースを新たに設け、入門講座を開講した。受講者数は3コース合計で69名であった。

⑦セミナー

<SOFTICセミナー「『日米ビジネスモデル特許272』とその後」>

- ・日 時：平成12年9月22日(金)
- ・会 場：虎ノ門パストラル本館1階「葵」
- ・参加者：230名

<SOFTICセミナー「IT関連契約と消費者契約法」>

- ・日 時：平成13年3月2日(金) 及び
平成13年3月26日(月)
- ・会 場：虎ノ門パストラル本館8階
「しらかば」及びSOFTIC会議室
- ・参加者：140名

(3) ソフトウェアの法的保護に関する受託調査

①著作権の円滑な権利処理システム構築の推進方策に関する調査研究

ネットワークを利用したデジタルコンテンツの権利処理の方策、特に、著作権使用料徴収システム等に関する調査研究を文化庁から受託して実施した。

②ビジネス関連特許に関する実態調査等

米国におけるコンピュータ・ネットワークを利用したビジネス関連特許に関する実態調査を情報処理振興事業協会から受託して実施した。この調査の一部として、米国の企業等を訪問し、海外調査を行った。また、電子商取引に係る紛争解決や競争政策に関する調査研究も情報処理振興事業協会から受託して実施した。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する普及啓発及び調査研究

(1) ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

①ソフトウェア関連情報の提供

事務局に閲覧室を設置し、本財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ内外のソフトウェア関連資料を整理拡充し、広く一般の利用に供するとともに、インターネットを利用した情報の提供を行った。

②ソフトウェア・プロダクトの表彰

第12回「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2000」については、平成12年4月から募集を行い、選定委員会(委員長：鶴沢昌和 青山学院大学名誉教授)において応募プロダクトの審査選定を行い、同年10月に次の4分野5プロダクトを表彰した。

A. システム分野(1件)

IntelligentSearch (富士通株式会社)

B. ビジネス・アプリケーション分野(1件)

サイボウズOffice (サイボウズ株式会社)

C. エンジニアリング分野(1件)

生産ライン構築ソフトウェア「AST-MAC」
(横河電機株式会社)

D. ソーシャル/ライフ分野(2件)

歌で覚えるはじめての手話シリーズ
(東京システムハウス株式会社)

Panorama Boutique

(三洋電機株式会社)

③汎用プログラム開発準備金、ソフトウェア高度化税制に係る登録受付等

情報処理振興事業協会(IPA)からの委託を受け、年4回の新規登録受付をはじめ、延長、変更等の業務及び準備金利用状況調査を実施した。

(2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ・エージェントとして、ソフトウェア・エスクロウ制度の普及に努め、数多くの問い合わせを受けた。平成12年度の新規契約件数は9件であり、平成13年3月31日時点での有効契約件数は13件である。

(3) ソフトウェア・プロダクトに関する調査研究、情報提供

①ソフトウェアの利用契約に関する調査研究

ソフトウェア製品の取引については、取引形態の多様化に伴い種々の紛争が顕在化している。平成12年度は「ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究委員会」(委員長：吉田正夫 弁護士、SOFTIC主任研究員)を設置し、対象ソフトウェアにおける不具合が瑕疵に該当するか否か等に関する判例を中心にソフトウェア契約における法的及び契約上の諸問題について検討した。

②ソフトウェアの販売代理店契約に関する調査研究

国際間のソフトウェアの販売代理店契約について、「ソフトウェアの販売代理店契約に関する調査研究委員会」(委員長：野村豊弘 学習院大学教授)を設置し、契約実態の把握及び独占禁止法上の諸問題、保証責任の範囲、国際取引に関する管轄・準拠法の問題及び倒産時の処理の問題を中心に検討を行った。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

(1) 非特許文献の収集

平成12年度は、収集文献リストの作成を含む、CSDBの運用に必要な事項についての検討を行うため、平成9年度～11年度に引き続き、CSDB検討委員会(委員長：相澤英孝 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授)を設置・開催し、同委員会の審議を経て、ビジネス特許関連文献を含む10,026冊の非特許文献を収集した。

(2) 解析及び文献情報の作成

平成12年度は、収集した通常のコンピュータソフトウェア関連文献、コンピュータゲームソフトウェア関連文献及びビジネス特許関連文献からCSDB構築に必要な記事の抽出及びその解析(CSタームの付与、フリーワードの抽出、抄録の作成)を行い、解析結果、書誌事項等を電子データ化して37,922件の文献情報を作成した。

4. プログラムの著作物に関する登録事務

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録事務を行った。また、関係者への制度の説明、登録年報の発行及び登録情報データベースの検索サービスを行った。

平成12年度総申請件数は、469件であった。登録の種類別にみると、前年度と比べて著作権譲渡及び質権設定の登録件数が増加したものの、創作年月日の登録件数がそれ以上に減少した。この結果、総申請件数は、前年度より若干減少した。

○収支決算(概要)

平成12年度総収入は、9億7千829万円、総支出は9億6千742万円、総収支差額は1千87万円、前期繰越金は1億6千989万円であった。よって、次期繰越収支差額は1億8千76万円となった。なお、当期収入9億8千万円のうち、ソフト特許特別会計が73%を占め、登録事業特別会計が3%、残りが一般会計であった。

一般会計の当期の収入は、2億3千355万円で、予算より3千147万円の増加した。これは、賛助会費収入が631万円減収であったが、事業収入が新規受託事業により3千960万円の増収であったためである。他方、支出については、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究や国際シンポジウムについては当初想定した事業規模を下回ったため減少し、また、管理費についても減少したが、受託事業を実施したため及び登録事業特別会計への繰出金支出が生じたた

め、全体として増加した。全体で当期の支出は、2億4千120万円であった。この結果、当期の収支は、△765万円となった。

登録事業特別会計の収入は、3千281万円で、ほぼ予算どおりであった。しかし、手数料収入が、登録申請件数の減少から、予算よりも438万円減収した。当期の支出は、3千95万円と予算を216万円下回った。この結果、当期の収支は、186万円となったが、繰入金収入を考慮すると、実質548万円のマイナスである。

ソフト特許特別会計の収入は、7億968万円でほぼ予算どおりであった。当期の支出は6億9千527万円で、予算より1千469万円減少した。他方、支出については、一部経理処理の方法を変更したことにより諸謝金が予算より減少したが、租税公課が予算を上回った。この結果、当期の収支は、1千666万円のプラスとなった。なお、短期借入金8千万円で、前年度の1億円から2千万円減少した。

7. 海外往来状況

○日程：2001年4月27日～5月13日

派遣先：南アフリカ・ケープタウン、スイス・ジュネーブ

派遣者：(財)ソフトウェア情報センター

専務理事 則近憲佑

目的：「国際ライセンス協会(LESI)年次総会」(ケープタウン)及び「WIPO著作権及び関連する権利に関する常設委員会(第5回)」(ジュネーブ)への出席

内容：LESI年次総会では国際的ライセンスや技術移転に関する全世界の専門家が参集し、インターネットの利用と電子商取引の問題、著作権問題、ビジネス方法特許、商標等について研究報告が行われ、ワークショップ等で意見交換が行われた。WIPO常設委員会ではデータベース保護及び放送事業者の権利保護に関する議論が行われた。

○日程：2001年6月11日～6月19日

派遣先：米国・ニューヨーク

派遣者：(財)ソフトウェア情報センター

特別研究員 小川憲久

目的：ALAI(Association Litteraire et Artis-

tique Internationale)年次総会への出席
 内容：デジタル著作物の技術的保護、「アクセス権」の必要性についての議論、著作権と商標の関係等、著作権に関する先進的な議論が交わされた。

○日程：2001年7月2日～7月4日
 派遣先：韓国・ソウル
 派遣者：(財)ソフトウェア情報センター
 調査研究部長 柳沢茂樹
 目的：KITAL(Korean Institute of Technology and the Law)第8回国際シンポジウムへの出席
 内容：“Semiconductor IP”と呼ばれるシステムLSI等の設計情報の権利保護および流通促進をテーマにしたシンポジウムであり、日英米韓のスピーカーによる講演およびパネルディスカッションが行われた。日本からは特許庁の大嶋洋一審査官および筑波大学の平嶋竜太助教授がスピー

カーとして参加された。

○日程：2001年8月14日～8月21日
 派遣先：米国・ウェストバージニア州ホワイトサルファースプリングズ
 派遣者：東京工業大学大学院社会理工学研究科 助教授 金子宏直
 目的：NCCUSL(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)年次総会への出席
 内容：UCITA(Uniform Computer Information Transactions Act)その他の米国統一州法について審議された。UCITAについて提案されていた異議は取り下げられ修正草案が確定した。今後11月の準備委員による会議でABA(米国弁護士協会)年次総会で挙げられた異議事項について審議される予定であるが、大幅な変更はなされない見込みである。

8. プログラム著作物の登録申請状況

1. 登録の種類別申請件数

2001年8月31日現在

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	(*1) H13	計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	131	6,707
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	3	156
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	18	803
計	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	152	7,648

2. プログラムの分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	(*1) H13	計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	25	1,513
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	28	2,310
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	83	3,048
計(*2)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	136	7,231

(*1) 平成13年度については、平成13年4月1日から8月31日までの申請件数である。

(*2) 同一のプログラムで複数の申請がある場合には、分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算している。

9. トピックス

- 産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会
産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会（小委員長：中山 信弘 東京大学教授）は、IT社会化に対応した知的財産権に係る法制上の課題を検討するため、5月25日以来、審議を重ねております。（詳細は、<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>を参照。）
- インターネットホットライン連絡協議会ポータルサイト開設
インターネットホットライン連絡協議会は、相談・通報者と受付窓口（ホットライン）間を橋渡しするために、参加67団体などの協力を得て、インターネット関連の相談・通報に関する情報のポータルページを平成13年6月14日に開設しました。（詳細は、<http://www.iajapan.org/hotline/>を参照。）
- e-Japan2002プログラム（平成14年度IT重点施策に関する基本方針）策定
IT戦略本部は、平成13年6月26日、「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」（平成14年度IT重点施策に関する基本方針）を策定しました。（詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai5/5siryou2.html>を参照。）
- 平成14年度経済産業政策の重点及び概算要求等
経済産業省は、平成14年度の経済産業政策の重点及び概算要求等を発表しました。IT社会への対応として、電子政府の推進、公共分野のIT化の推進、教育の情報化の推進、人材育成の推進、セキュリティ対策の推進、電子商取引に係るルールの整備等9項目を挙げ、必要な概算要求等を行いました。（詳細は、http://www.meti.go.jp/w_index.htmlを参照。）
また、特許庁は、平成14年度特許特別会計の概算要求に、「特許電子図書館（IPDL）」において、コンピュータ・ソフトウェアやビジネス方法の特許に関連する審査用データベース（CSDB）を開放することを盛り込みました。（詳細は、<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>を参照。）

- インターネット関連判決
インターネット・プロバイダの責任についての法案作成作業が進んでいますが、インターネット上での名誉毀損に関する訴訟の判決が相次いで出されました。平成13年8月27日の東京地裁（個人Aがニフティを訴えた件）、8月28日の東京地裁（日本生命が「2ちゃんねる」を訴えた件）及び9月5日の東京高裁（個人Bが、個人C、ニフティ及びビシステムオペレータを訴えた件）の各判決です。（詳細は <http://www.mainichi.co.jp/digital/coverstory/archive/200109/17/index.html> を参照。）
- マイクロソフト社訴訟
2001年9月6日、米国司法省は、マイクロソフト社のアンチトラスト法（独占禁止法）違反を巡る訴訟について、ワシントン連邦地裁での差し戻し裁判における同社の分割による是正命令を断念する方針を発表しました。（詳細は、http://www.usdoj.gov/atr/public/press_releases/2001/8981.htmを参照。）
- WIPOアジア太平洋広域フォーラム
「21世紀のアジア太平洋地域の知的財産庁に期待されるもの」というテーマでWIPO（世界知的所有権機関）アジア太平洋広域フォーラムが特許庁の後援を受けて東京において平成13年9月12日（水）、13日（木）に開催されました。アジア太平洋地域の24カ国から知的財産官庁の関係者や国内の関係者が出席しました。（詳細は <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> を参照。）
- GDBe東京総会
GDBe（Global Business Dialogue on E-Commerce）東京総会が、平成13年9月13日（木）及び14日（金）、東京で開催されました。テロ事件の関係で米国からの参加者が少なかったものの、活動成果をまとめた提言（Tokyo Recommendations）を中心に発表や意見交換が活発に行われました。（詳細は、<http://www.gbd.org/nn/index.html>を参照。）
- 情報化月間
平成13年度の情報化月間においては、「ITで創る21世紀～最先端のIT社会を目指して～」をテーマとして、平成13年10月を中心に全国的に各種行事が展

開されます。特に、10月1日（月）は、記念式典、記念パーティ、記念式典特別行事及び記念式典併設行事が予定されております。

（詳細は、<http://www.jipdec.or.jp/gekkan2001/>を参照。）

10. 各種ソフトウェア登録制度の利用のお勧め

SOFTICでは、コンピュータ・プログラム(ソフトウェア)について、次の3つ登録制度の受付を行っております。是非、ご活用ください。

【プログラム著作物の登録】

著作権法の特例法である「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、SOFTICは文化庁長官の指定を受けて、プログラム著作物の登録事務を行っております。登録をすることにより、プログラムをいつ作ったのかを裁判等で証明し易くなる、著作権の譲渡の際には第三者対抗要件が得られる、融資を受け易くなるなどの効果が期待できます。登録には、次の4種類があります。

- ①創作年月日の登録
- ②第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録
- ③実名の登録
- ④著作権の登録（譲渡、質権設定等）

また、登録申請時には、次のものを御用意願います。

- ①申請書
- ②明細書
- ③プログラムの複製物（マイクロフィッシュ）
- ④登録手数料3万円（振込）
- ⑤登録免許税（収入印紙）
- ⑥その他必要な書類

詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1,500円）をご請求ください。

○問合せ・資料請求先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
財団法人ソフトウェア情報センター 登録部
TEL：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398
E-mail：touroku@softic.or.jp
staff@softic.or.jp

【ソフトウェア・エスクロウ】

ソフトウェア・エスクロウとは、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の所在やソース・コード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまうこと、ライセンサーの倒産等により、ライセンシー（ソフトウェア被提供者）としてソフトウェアのメンテナンスができなくなる又は大変な苦勞をするような場合を想定して、ライセンシーの保護を図る制度です。

この制度では、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合に、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件（開示条件）の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより（逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。）ライセンシーの保護を図ります。

この制度は、欧米では一般的ですが、日本では前例がなく、平成9年7月1日よりSOFTICがエスクロウ・エージェントとして業務を行っております。

この制度の利用に当たっての手順はの概要は次のとおりです。

- ①ソフトウェア提供者（ライセンサー）とユーザ（ライセンシー）との間で、ソフトウェア・エスクロウ制度利用の合意（ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。）
- ②SOFTICに対してソフトウェア・エスクロウ契約の申込後、契約書式等必要な書類を受理。
- ③「新規契約手数料」の振込
- ④契約日及び預託物預入れ日の設定。
- ⑤ライセンサー及びライセンシーによる預託物（FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等）の封印。
- ⑥SOFTICとのソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の預入れ。

○問合せ・申込先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
財団法人ソフトウェア情報センター
エスクロウ担当
TEL 03-3437-3071 FAX 03-3437-3398
E-mail：escrow@softic.or.jp

【プログラム開発準備金に係る登録】

この制度は、情報処理振興事業協会 (IPA) に登録された汎用プログラムの売上収入の一定割合を、当該年度の確定申告において、プログラム開発準備金 (プログラム等準備金) として積み立て、所得の計算において損金に算入することが認められるというものです。SOFTICでは、汎用プログラムの登録の受付業務を行っています。なお、現在の積立率は次のとおりです。

〔汎用プログラム〕

(平成13年4月改定)

プログラム分類 (22頁参照)	分類番号	積立率
基本プログラム	1110	13%
	1. 制御プログラム	1120 * 収入金額50億円以下の部分に限る
	1210	
	2. 通信制御プログラム	1220
基本プログラム以外の登録プログラム	上記以外	23% * 収入金額100億円超の部分については、15%

〔ソフトウェア高度化〕

情報システムの企画等に要する費用に係る準備金について、その積立率を9%(100分の9)とする。

○登録申請の受付時期

平成12年度の今後の受付は、次の期間に行います。

第3回受付

・・・平成12年10月1日から10月14日まで

第4回受付

・・・平成13年1月6日から1月19日まで

○申請窓口、問合せ先、資料請求先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

財団法人ソフトウェア情報センター

TEL 03-3437-3071 FAX 03-3437-3398

担当：島崎 (E-mail: shima@softic.or.jp)

11. 新規賛助会員のご紹介

① 日本知的財産協会

住 所 〒104-8575

東京都中央区新富1-9-6

新富一丁目ビル

TEL 03-3206-2241

FAX 03-3206-2230

代 表 者 専務理事 仲 隆弘

入会年月日 平成13年7月10日

12. 主代常務理事（ソフトウェア特許情報センター長）就任の挨拶



常務理事
ソフトウェア特許情報センター長
主代 静義

本年7月1日に、林前常務理事（ソフトウェア特許情報センター長）の後任として当「ソフトウェア情報センター（SOFTIC）」に着任しました主代^{ぬしろ}でございます。

この場をおかりしまして日頃お世話になっております皆様に一言ご挨拶申し上げます。

顧みますと、一昔前は「技術立国を標榜する我が国にあっては・・・」とすれば総てが事足りる時代であったのですが、1980年代後半から急に「ボーダーレス、グローバリゼーションの時代」にあっては・・・と様相が変わり、いまや、インターネットが引き金となって「高度情報化時代（或いは、IT時代）」にあっては・・・と枕詞もめまぐるしく移り変わる時代となってきました。

ここ15年程で、時代が情報ハイウェイをものすごい勢いで突っ走り、その勢いは今後益々加速してい

く感があります。

それというのも、コンピュータが一人一人の手許に置かれる時代になったことが先ず挙げられるでしょうが、それに活力という油を注いで思いもよらぬ能力（機能）を引き出しているソフトウェアの急速な進展が大きな牽引役になっていることは疑いの余地はありません。

そのようなこれからの時代の牽引役であるソフトウェアについて、その普及啓発、調査研究、プログラム著作物の登録など、ソフトウェア関係の情報に一元的に取り組んでいる当SOFTICの果たす社会的役割は極めて重要なものと認識しております。

今後、そのようなところで仕事をする事ができることは、私にとって大変光栄であり、同時に、その責任の重さを痛感しているところです。

また、私が直接携わります「ソフトウェア特許情報センター（PIC）」における業務は、この進展著しいソフトウェア分野（最近特許出願が急増しているビジネス特許に係る分野も含む）における非特許文献を、これまで蓄積された人材とノウハウにより総合的に収集・解析しそれらを電子化情報として作成するものであり、最終的には、特許庁に納入されて審査資料（「コンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）」）として用いられるこれもまた極めて重要な業務であります。

微力ではございますが、新たな心構えで新しい仕事に専念する所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

13. 寄稿「法と技術」

財団法人ソフトウェア情報センター評議員

弁護士 大橋正春

8月末に研修所同期の30周年の集まりがあった。250人を超える人が全国各地から参加し、なかなか盛況であった。それぞれに30年の歳月を感じさせながらも、30年前に戻っての歓談には快いものがある。民事裁判担当であったM元教官から、「10年を一区切りとすると、君達は既に起・承・転の時期を過ぎて、結の時期に入った。」というお話があった。私自身は、知的財産法と会社更生法の分野にそれぞれ片足を入れながらも、その時々興味で色々なところに顔をつっ込んで30年を過ごしてきたので、結の時期との自覚はない。例えていえば、起承転と過ごしてきたようなものである。しかし、そうは言っても、30年となると少しは過去を振り返りたくもなる。

「コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリング—実体と法的評価—」(平成2年9月)、「機械翻訳の技術と法律」(平成4年3月)、「画像処理—技術とその法的評価—」(平成6年3月)、「ネットワーク環境と知的財産権」(平成8年3月)、「ネットワークによるコンテンツ流通—権利保護とセキュリティのための技術と法制度—」(平成10年3月)。これらはいずれもSOFTICの「ソフトウェアの

法的保護に関する技術研究委員会」の報告書のタイトルである。テーマとその年代を見て頂けば、この委員会が先端的な分野を扱ってきたことが窺える。委員会の成果は、SOFTICの主催する国際シンポジウムに活用され、またリバース・エンジニアリング問題のように議論の動向に大きな影響を与えたものもある。しかし、この委員会の価値は、こうした外部的な成果もさることながら、法律家と技術者の対話の場であったことにある。大学や企業の研究者・技術者と法律家の議論は、時には誤解とすれ違いを見せながらも、相互理解を深めることになり、法律家の議論に深みを与えることになった。技術の最前線にある人の話を聞くことは、それだけでも楽しいものであった。

委員会が開かれなくなって久しい。それには様々な理由が考えられるが、技術と法の関係が変わってきたこともその一つである。技術を理解することがそのまま法律の議論に影響を与えるとといった素朴な時代は過去のものになったようである。より深いところで、技術と法の双方を理解することが要求される。そのためには、法律家の養成制度の見直しも必要であろう。現在議論されている法科大学院は、多様な法曹の養成をその目的に掲げている。この目的が実現され、技術的な背景を持つ法律家が増えることを期待したい。

SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々にぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2001年9月 (No.30)

発行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)

発行人 則近 憲佑

問い合わせ先 事務局 上金、島崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398

Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail: staff@softic.or.jp